

6月からの学校再開後の感染症予防対策について(お知らせ)

6月から最初の2週間が分散登校、次の2週間が午前授業と学校が段階的に再開されます。再開に際しては、藤沢市教育委員会「藤沢市立学校新型コロナウイルス感染症対策」に基づき、学校として次のように感染防止策に取り組みます。

学校での感染防止対策について

1. 生活面での感染予防

- ・児童登校後、教室に入る前に健康調査票を確認し、健康観察を行います。健康調査票を持参していないなどたり、体温が未記入だったりした場合は、検温を行なった上で教室内に移動します。
- ・登校後手洗いをさせ、マスクの着用をさせます。
- ・マスクの着用、手洗い、ソーシャルディスタンスを保つことなどの指導を行います。
- ・マスクをしていることから例年より熱中症が発生しやすいことが予想されますので、授業中であっても十分な水分補給ができるように配慮します。
- ・教室等の環境をいわゆる3密を避けるように整えます。
 - ①常時窓を開け換気を行い空調や衣服による温度調整を含め温度や湿度の調整に努めます。
 - ②空調設備を使用しても、窓の開放による換気を行ないます。
 - ③児童同士の距離を1~2m以上保つように座席を配置します。
 - ④学級ごとに使用する流し、トイレ、階段をあらかじめ指示します。
 - ⑤流し、トイレが密になる場合はおおむね1~2mの距離をとり、列をつくるようにします。
- ・手で触れる機会が多い次の箇所を一日に1回以上、または児童が入れ替わるたびごとに職員により消毒を行います。
 - ・机、いす、電気のスイッチ、ドアノブやドアの縁。
 - ・トイレのスイッチ・ドアノブ・ドアの縁・レバー。
 - ・流しの蛇口や流しの縁。階段や昇降口の手すり。
 - ・児童が共有で使用する教材教具(児童間で不必要的使いまわしをしない)

2. 学習活動での感染予防等

- ・学習については、感染防止策が講じやすい領域や内容から進めたり、ペア学習やグループ学習が必要なときは児童同士の間隔を1~2mあけたり、短時間の活動にしたりするなど工夫します。
- ・教材の共有を避け、水泳の実技指導は行いません。
- ・長期休校による体力の低下等を考慮した活動を行います。
- ・特別支援学級においては、過度な接触を避けたり、なるべく対面にならない工夫をしたりして、児童に寄り添った指導に努めます。

3. その他

- ・長期の休校や外出自粛等での心のケアを必要とする児童や保護者の方との相談やカウンセラーの活用に取り組みます。
- ・人権教育を重視し、コロナウイルス感染症に関する偏見やいじめが生じないよう十分に配慮します。

※給食時の感染防止策については後日あらためてお知らせいたします。

保護者の皆様へのお願い

各ご家庭におかれましては、新型コロナウイルス感染予防のため、次の点についてご理解ご協力を
をお願いいたします。

- ・毎日必ずマスク、手拭き用ハンカチ（記名をお願いします）を児童に持たせてください。
- ・登校前に自宅で検温し、体温と症状の有無を健康調査票に記入して持たせてください。
- ・同居しているご家族及び児童本人が濃厚接触者及び感染者となつた場合は、学校にご連絡ください。ご連絡いただいた内容は保健所及び教育委員会にも報告させていただきますのであらかじめご了承ください。
- ・登校後、児童に発熱や咳などの風邪の症状が見られるときは、保護者の方にご連絡しますので、なるべく早いお迎えをお願いいたします。発熱の基準は以下の通りです。

【発熱の基準】

37.0度以上の場合（小学1年生～3年生は37.5度以上の場合）

または、平熱より0.5度以上高くかつだるい、食欲不振、嘔気などの体調不良がある場合

- ・健康調査票に平熱をご記入ください。
- ・出席停止（※）の対象となる風邪症状と区別するため、日常からアレルギー性鼻炎や喘息等による咳がみられる場合には健康調査票のメモ欄を活用するなどして事前に学校にご連絡ください。その際できる限りかかりつけ医に登校の可否について電話で相談し、その結果も学校にご連絡ください。
- ・出席停止後に登校を再開される場合は、事前に学校にご連絡ください。
- ・登校再開の基準より早く登校した児童については、保護者の方にご連絡し、お迎えに来ていただきますので、あらかじめご承知おきください。
- ・児童の様子で気になることがありましたら、担任にご相談ください。

※出席停止基準については、ホームページに掲載しております「学校再開後の出席停止基準について（お知らせ）」をご覧ください。